

西部クラブバスケットボール連盟規約

(名称)

第1条 当団体は、西部クラブバスケットボール連盟といい、静岡県の西部地域を活動範囲とするバスケットボールの団体であり、他のどの団体にも属さない独立団体である。

(目的)

第2条 当連盟は、アマチュアスポーツマンとして、バスケットボールの普及に努め、その健全なる発展を図るとともに、社会人として公共の福祉に努める。
また、バスケットボールという素晴らしいスポーツを通じて、会員相互のコミュニケーションを図り、最善の環境の中で、個々の健康維持と精神保養の場とすることを目的とする。

(会員資格)

第3条 18歳以上の社会人で、他団体（NBL・WJBL・bjリーグ）に登録していない者。
※ 学生連盟に登録していない学生(静岡県内の大学、短大、専門学校に通う者、もしくは県内在住の者)については、各チーム3名まで登録できる。また、外国籍の者は各チーム2名までの登録できる。

(登録)

第4条 前記資格を満たした者は、選手登録することができるが、試合当日に登録をしても出場することはできない。試合当日の1週間前迄に所定の手続きにより追加登録をすること。
違反が発覚した場合は、1名につき罰金10,000円を科し、当該試合を没収する。
また、チーム登録には、各年度の総会に代表者が出席することを条件とし、リーグ公認の帯同審判、帯同スコアラーを必要とする。

(参加料)

第5条 年間登録料 チーム登録料 30,000円（年度ごと決定）
*Gリーグは登録料10,000円とし、賞品・参加賞は対象外

(組織・任務)

第6条 以下のとおりとする。

顧問	連盟指導	会計	財務に関すること。
		総務委員会	運営・競技・広報に関すること。
理事会		審判委員会	審判に関すること。
	連盟を総理する。 最高責任機関。	TO委員会	TOに関すること。

(1) 顧問		若干名
(2) 理事会	1 理事長	1名
	2 副理事長	1名
	3 各委員長	1名
	4 各副委員長	1名以上
(3) 各委員会	1 委員長	1名
	2 副委員長	1名以上
	3 委員	任意

(役員の任期・任命)

第7条 理事会・各委員会の任期を2年とし、任命については理事会の協議を経て、総会で承認する。

(会議)

第8条 総務委員会は、総会・理事会を開くことができる。総会は年1回以上とし理事会は、随時開くことができる。総会・理事会ともに会議の過半数の出席により成立し、出席者の過半数以上の賛成により決定する。

欠席者は、議会に関して異議を唱えることはできない。

(1) 総会の議決事項

- | | |
|-----------|-----------|
| 1 規約の変更 | 4 予算・決算 |
| 2 競技規則の変更 | 5 各役員の任免 |
| 3 事業計画 | 6 その他重要事項 |

(2) 理事会の議決事項

- 1 (1) で急を要するもの
- 2 (1) 以外のこと

(意義・発案)

第9条 当連盟に対して意見・発案がある者(連盟登録員に限る)は、文書にて署名捺印後総務委員長宛に提出する。口頭での意見・発案は認めない。

(会計)

第10条 本会計年度は4月1日より3月31日とし繰越を妨げない。

(表彰)

第11条 各部3位まで表彰する。各部、最優秀選手を表彰する。
年間における優秀審判、優秀チームを選出し、表彰する。

(事故等)

第12条 会場までの往來の事故などについては、当連盟は一切責任を負わない。
各チームにおいて、保険へ加入しておくこと。

(付則)

第13条 本規約は平成6年4月1日より施行する。

平成8年4月1日	改訂
平成10年4月1日	改訂
平成12年4月1日	改訂
平成14年4月1日	改訂
平成15年4月1日	改訂
平成17年4月1日	改訂
平成18年4月1日	改訂
平成21年4月1日	改訂
平成22年4月1日	改訂
平成26年4月1日	改訂
平成28年4月1日	改訂
平成29年4月1日	改訂